

ナチ史研究と「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」

飯 田 収 治

はじめに

東欧ブロックの解体が予想されもしなかった1988年9月、リーガ大学の国際歴史家集会において、ドイツの現代史家ヴィルヘルム (Hans-Heinrich Wilhelm) はホロコースト研究の現状と課題について報告した。そこで彼は次のように述べたとと思われる。「ドイツ人研究者は、当時の〔ドイツの〕同盟諸国がホロコーストで演じた役割を重点的に調べることに、当然ながらはばかりがある。したがって東方でのハンガリー軍とルーマニア軍の行動はほとんど研究されていない」と。第二次世界大戦のさなかにホロコーストの現場となった中東欧諸地域の国家や住民が、それにどう関わったのかを問うことは、1989年前後の歴史学界ではまだタブーに近かったのではないか。ヴィルヘルムの慎重なものいいにもそのことは窺える。「ドイツの罪を論じないとか、軽視すること」ではなく、「依然としてドイツ人は、真っ先に自ら責任をとる十分な理由がある」。そのように断ったうえで、しかし彼は敢えて問題を提起している。第二次世界大戦中のヨーロッパ・ユダヤ人殺害の企ては「もっぱらドイツ的現象」ととどまらない。「長い目で見れば、ユダヤ人、非ユダヤ人を問わず、ヨーロッパの歴史家は、これを全ヨーロッパの現象 (gesamteuropäisches Phänomen) として把握し、議論できるはずだ」と⁽¹⁾。

ヴィルヘルムはここで、ホロコーストを全欧的次元と広がりをもつ現象と認識し、したがってその歴史的解明のためには歴史研究者の国際的連携が望まれると訴えたのである。今では至極まっとうな主張のようにみえるが、当時あっては修正主義史観の嫌疑をまねきかねない微妙なニュアンスを含んだ提言であったろう。ホロコーストの比較可能性と相対化が厳しい批判的となった、いわゆる「歴史家論争」からまだ数年しか経っていない。だが90年代を迎えると、ナチズムとその大量犯罪、とくにホロコーストをヨーロッパ現代史の文脈に即して、その枠内に位置づけようとする趨勢がにわかには有力となる。やがてホロコーストの「ヨーロッパ化」とか「普遍化」などの言説が飛び交うようになる。そこには東西冷戦の終結とヨーロッパ連合 (EU) の東方拡大、という時代の転換がふかく関わっていた。ヴィルヘルムに先見の明があった

ことは確かだろう。

それから約20年、フンボルト大学の歴史学者ババロウスキ (Jörg Baberowski) は、ある討論の場で、つい最近までの研究動向をひどく荒っぽく概括している。「ナチズム史研究は長らくドイツ人とその手にかかった犠牲者の歴史でした。・・・ホロコースト研究はドイツ研究だったのです」と。確かに先行研究に対する挑発的で、容赦のない決めつけかたではある。しかしババロウスキにとってそうした確認こそが、20世紀の人類がいく度も体験した大量テロルの全体史を追究する、方法的模索の第一歩でなければならない。けっきょく彼は、「ナチズムの絶滅システムは、比較を許さないドイツの特異な犯行である、とする主張を反駁すること」も躊躇しない⁽²⁾。「ナチズムの過去」に向きあうドイツ歴史学界に、さらにドイツの公共社会にも、おおきな転換期がおとずれているように思われる。しばらく時代を遡って、そのことの意味を掘りさげて考えてみたい。

1. 1945年以降の西欧的なホロコースト記憶像

1945年5月ドイツ第三帝国は、ヨーロッパに凄まじい破壊と膨大な人命の損失を残して瓦解した。ナチ犯罪の恐るべき実態は、戦後のニュルンベルク国際軍事法廷等で明らかにされ、国際世論に戦慄が走った。しかし戦争直後のナチ追及裁判については、当時の国際社会の関心は平和に対する罪と戦争犯罪にかたより、「人道に対する罪」も裁かれたが、とくにユダヤ人迫害・殺害そのものを深刻に受けとめる気運は弱かった。その意味でもニュルンベルク裁判は、「けっしてホロコースト裁判ではなかった」のである⁽³⁾。第二次世界大戦とホロコーストとがセットとなって、ヨーロッパ諸国民に記憶される時代はまだ先のことであった。

むしろドイツ占領下の苦難を潜りぬけたばかりのヨーロッパ諸国では、国民的アイデンティティをひどく傷つけた戦争体験は、困難な国民再統合と自国の戦後復興を可能とする場面や出来事を中心に記憶され、語られていった。侵略の犠牲者、反ナチ抵抗者としての自画像が各国共通に描かれた。ナチズムとその犯罪は、すべてドイツの責任において克服すべき「過去」となる。民主主義陣営とファシズム陣営とが対抗する第二次世界大戦の基本的構図は定まり、デイヴィス (Norman Davies) のいう「連合国版の歴史観」が確立する⁽⁴⁾。それに続く東西冷戦期にはむしろ、「打算の同盟」という矛盾をはらむ戦争の記憶は基本的に忌避され、一様ではありえない諸国民の戦争史はイデオロギー化の進展するなかで、いわば凍結状態に置かれた⁽⁵⁾。

周知のように、転機は1960年代にくる。61年にイスラエルで審理されたアイヒマン裁判は、ホロコーストの真相を世界の前に明らかにして衝撃を与えた。63年～65年に

は、いわゆるアウシュヴィッツ裁判がフランクフルトで開廷され、西ドイツ社会はユダヤ人絶滅政策の実相にはじめて具体的に触れることになった。西ドイツ司法当局がナチ犯罪の追及に本腰を入れ始めるのはこの頃からといってよい。欧米諸国はもとより、東側陣営の関係諸国にも司法協力をもとめ、ナチ犯罪追及はふたたび国際化の様相を呈する⁽⁶⁾。ナチ裁判にはホロコーストの生存者・遺族が出廷し、証言台に立ったのも従来にないことであり、これを契機にユダヤ人社会はみずからのトラウマの体験を積極的に語るようになる。こうして西側世界を中心に戦時下のユダヤ人の過酷な運命が国際的に注目を集めだしたが、それを決定づけたのは、やはり1978年以来、世界各国で放映され、大ヒットしたアメリカ TV 映画「ホロコースト」である⁽⁷⁾。その反響は、ナチ犯罪の最大の犠牲者に自己同一化する社会心理学的土壌が世界中に広まったことを示す。ホロコーストは今や、第二次世界大戦史を規定する本質的要因のひとつと見なされるようになる。84年にはアウシュヴィッツ強制・絶滅収容所跡がユネスコの世界遺産に登録されたことも忘れてはならない。

この間、ドイツ連邦共和国は、戦争とナチ犯罪に関わる「過去の克服」の課題を実質的に単独で担うことになった。なかでも「過去の公共的あつかい」を左右するナチ史研究の推進は、端的にいてドイツに対する「連合国の知的賠償請求」であった。その任を負うドイツ現代史学は当初より、既成の国民史には批判的たらざるをえず、伝統的な歴史主義にも一定の距離を置いた。ミュンヘン現代史研究所を拠点に活動するナチ史研究者グループは、ナチ体制の犯罪的方法と構造の解明に関心を集中し、そこにみなぎる「批判的啓蒙的情熱」が研究を根底でささえたとされる。60年代から本格化するナチ裁判では、歴史研究は司法訴追とともに「過去の克服」を進める「車の両輪」としての役割を果たした⁽⁸⁾。先のアウシュヴィッツ裁判も現代史研究のスタッフが精力的に関与し、彼らの手による意見書は、ナチ絶滅機構と実行過程を克明に跡づけていた。それに基づく『親衛隊国家の解剖学』（66年公刊）は、「その学問的水準に追いつくまでに長い年月を要した」名著と目されている⁽⁹⁾。

だが「ホロコースト」放映直後のセンセーショナルな反響は、『デア・シュピーゲル』が評したように「歴史学にとっての暗黒の金曜日」であった。これに対して現代史研究所長ブロシャート（Martin Broszat）は、「ドイツ現代史学が、ホロコーストというテーマに十分にとり組んでこなかったことは否めない」と率直に認めた。この時点で、彼が「犠牲者〔ユダヤ人〕の人間的な経験と生活行動の歴史を追体験できるような」ホロコースト研究の必要性を感じていたことは間違いなからう⁽¹⁰⁾。だがそのような意味でのホロコーストの実態解明は80年代を待たねばならない。あたかも社会民主党政権期と重なるように、その13年間は「一般にナチズムの、とくにはユダヤ人絶滅の実

証的研究に、見過しようのないおおきな空白が生じた」時期にあたる。抽象的なファシズム論が流行し、実証研究が疎かにされたと結果といわれる。「〔ホロコーストの〕犯行者と犯行場所が、共犯者と受益者が、犠牲者すらも匿名化された・・・いわば第二の記憶抑圧の時期」であった⁽¹¹⁾。当時の公共空間に存在感を示したのが「68年世代」であり、そうした状況を生みだすうえでも責任を免れない。この世代の「過去」言説の最大の特徴は、ナチ時代を生きた両親世代に対する不寛容な糾弾姿勢と、ナチ犠牲者への心情の一体化傾向といわれる。彼らの過度に道德化されたナチ史観は、「過去」を内在的に理解する道を封じかねない。「過去」をめぐる世代間の亀裂は修復不能となり、それを背景にきわめて政治色の強い激論が繰り返された。しかしその間にも西ドイツ社会には、「ナチ的過去」を政治的対話の中心的テーマにできるルール慣習がしだいに熟成され、ホロコーストの記憶・証言・表象・追悼・解釈・伝達のあるべき形態や手法が模索され、そうした問題がむしろ論戦の主要な対象となってゆく。85年5月のヴァイツゼカー大統領演説は、「ナチ的過去〔とくにホロコースト〕の記憶がドイツの政治文化の中心に据えられる」ようになったことを告げるものであった⁽¹²⁾。

80年代後半の西独社会を揺るがした「歴史家論争」も「過去の正常化」の試みに最終的に否を突きつけた。論争の主役はナチ史研究者の第一世代の面々であり、彼ら個人の体験と記憶に関わる最後の発言の機会となる「お別れ公演」であった⁽¹³⁾。そのひとり古代史家マイアー（Christain Meier）も、ホロコーストを経験した後では、「われわれの歴史に対してとらわれない関係を取り戻すことはできない」と結論した⁽¹⁴⁾。現代史学は急速に様変わりしはじめ、ナチ史研究はもはや歴史学ツンフトの独占物ではなくなった。学校生徒の「自宅の門前で過去の痕跡探し」が盛んとなり、地方の日常生活史を掘りおこす「歴史工房」運動が普及した。ナチズムも、その犯罪も一般市民に無縁な「過去」ではなく、歴史学の伝統的なテーマ領域ではカヴァーしきれない次元の問題が視野に入ってくる。オーラル・ヒストリが企画・実践され、各地で発掘された「忘れられた犠牲者たち」が研究の俎上にのぼり、しかもナチ体制下の民衆生活や複雑な社会現実、全体主義論の単純なシェーマではとらえきれないことも明らかとなった。しかし歴史研究の重点は基本的になお戦前期にとどまった。ホロコーストが恐るべき様相をさらす第二次世界大戦期が脚光を浴びるのは、90年代に入ってからである。

ホロコーストをただドイツ人の問題として片づけられる時代は、西側世界では終りに近づいていた。戦後しばらく、ドイツの占領を体験した西欧諸国は多少とも「殉難と抵抗」の愛国神話のなかに戦争の記憶を封じこめた。そこにはユダヤ人の破局的体験が入りこめる余地はなかった。オランダ、ベルギー、フランスの三国はナチ占領下

に総数20万余のユダヤ人を東方移送に送りだし、生還者はわずか4%にとどまる。戦前の在住ユダヤ人50万弱の4割が殺された計算になる。東欧諸国の数値とは比べようもないが、三国のどこでもこの甚大な死者数がそれとして記憶され、追悼されることはなかったのである。戦後20年、60年代半ばから「記憶の反転」が始まる。それも三国それぞれのリズムと曲折があり、一律ではない。そのなかでオランダが先陣をきり、占領期の「自己批判的な総括」を推しすすめた。ホロコーストの特異性が知覚され、ユダヤ人迫害・移送がオランダの記憶政策の核心に据えられ、占領下の対独協力が歴史的責任問題として議論されるようになる。おなじ70年代後半、フランスの「ヴィシー症候群」（記憶の抑圧）からの解放もやっとはじまる。歴史研究はすでに、ユダヤ人迫害・移送にはヴィシー政権をこえてフランスの行政・警察機構がふかく関与していた事実関係を明るみにし、「レジスタンス神話」の土台が怪しくなっていた。ホロコーストは公共的な戦争記憶に加えられたが、ミッテラン大統領時代（1981年～95年）までは、公式筋がユダヤ人絶滅政策への歴史的責任を認めることはなかった。ベルギーはさらに遅れ、90年代にいたっても、ユダヤ人犠牲者の運命に対する公共的関心は定まらなかった。ベルギー国内の抵抗と対独協力をめぐる南北対立が、ホロコースト記憶に関する社会的合意を阻んでいたことは否めない¹⁵⁾。

西側諸国の国民史にホロコーストを読みこむ作業の進みかたは、それぞれ独自の軌跡とリズムを描いた。各国民は厳密にはおなじ世界大戦をいろいろに経験し、戦後には特殊な対内・対外事情をかかえて、戦争の「過去」に向きあった。そこに記憶作業の画一的な進行がありえずとも、不思議はない。だがその進展にともない西側の諸国民は、ホロコーストを自国史の汚点とする厳しい歴史認識に到達せざるをえなかった。60年代半ば以降、ヨーロッパでの東西冷戦は緊張緩和と平和共存を基調とする局面に移行した。西側諸国民の戦争史の見直しは、そのような国際環境のもとで可能となったが、もはやホロコーストを抜きに語れない第二次世界大戦の国民史も、そうした記憶作業の重要な帰結である。だがその反面、第二次世界大戦の「連合国版の歴史観」は歴史政策の片隅に放置され、再検討の対象とはならなかった。そのことの問題性は90年代なかば以降に顕在化することになる。

2. ヨーロッパ統合とEU東・西の「記憶の非対称性」

40年余にわたる東西冷戦は、西側中心のヨーロッパ統合には妨げとならなかった。資本主義的ヨーロッパが共同体への統合をふかめるのには、東西をしきる「鉄のカーテン」の存在はむしろ幸いだったかもしれない。数十年の紆余曲折をへて93年にEUは発足するが、その構成13カ国は西側諸国に限られた。その意味で、ヨーロッパ統合

は冷戦の産物ではなかったものの、冷戦の影響がたつよくおよんでいたことも確かである。東西の仕切りが消えた90年代には、早晩、旧東側諸国の加盟問題が浮上するのも必定であったろう。

「コスモポリタンのヨーロッパは、第二次世界大戦の瓦礫のうえに生まれた」とユダヤ人社会学者スナイダー（Natan Sznajder）はいう¹⁶。またスイスの作家ムシュク（Adolf Muschg）の言葉を借りれば、「[ナポレオン戦争以来の]150年におよぶヨーロッパ内戦を《二度と繰り返ささない》という情念が、・・・[統合] 創建のパスとなり、それが第二次世界大戦の勝者と敗者とを束ねた」のである¹⁷。顧みれば、52年の欧州鉄鋼共同体のなりたちそのものが、独仏和解を軸に戦争の根源を断ちきろうとする思想・運動・政治を反映していた。そこに影を落していたのは、第二次世界大戦のトラウマ的体験と記憶である。「ヨーロッパをまとめるのも、ばらばらにするのも根本はひとつ、共通の記憶である」¹⁸。ムシュクのいう「共通の記憶」はもはや伝統的な国民史の文法では綴れない。第二次世界大戦は、連合国・枢軸国・中立国の違いを問わず、そのすべてがユダヤ人絶滅政策との忌まわしい関係性—犯行・共犯・幫助・傍観・受益—に引きこまれ、まさに終末的な陰惨さと底なしの深淵をみせつけた戦争だった。現に90年代のEU構成諸国は、濃淡の違いはあれ、ホロコーストをその歴史政策の基準点におく姿勢を鮮明にしていく。

1945年1月27日は、赤軍がアウシュヴィッツ収容所を解放した日として知られていた。その1月27日を国家認定の記念日に指定する動きが、90年代を通じて急速に広がった。イギリス、イタリアを皮切りに、96年には統一ドイツの大統領ヘルツォーク（Roman Herzog）がそれを認定し、「ホロコースト追悼日」の挙行に踏みきる。そこには「ドイツ人の歴史的記憶はもはや孤立して存在せず、他諸国民の記憶と不可分である」とするメッセージがこめられていた。この趨勢は2000年ストックホルム・国際ホロコースト・フォーラム開催でいっそう加速する。これにはEU構成国・候補国も多数参加し、普遍的な意味をもつホロコーストを「われわれの集合的記憶に永遠にとどめる」ことで合意した。「ホロコーストの教育・記憶・研究に関する国際協力のタスク・フォース」（98年結成）による国際的ネットワーク作りがそれにつづいた。それから5年後、ヨーロッパ議会は「EU全体として1月27日をヨーロッパのホロコースト記念日と宣言する」決議をほぼ全会一致で採択した。ホロコーストの記憶は今や「[統合]ヨーロッパの負の創建神話」に昇格する。「ホロコースト記憶共同体への参入が、EU加盟条件のひとつとなる」¹⁹。

「(過去の) 罪への集合的記憶」は「かつては西ドイツ戦後史の独壇場」であったが、21世紀初頭の少なくともEU圏では、それがますます「国際政治を動かす一要因」と

見なされるにいたった²⁰⁾。むしろ EU 構成諸国がそれぞれの国民史の自己主張を抑制し、均一的なヨーロッパ記憶共同体に足並みを揃えられたわけではない。あとで触れるように、ホロコースト記憶のヨーロッパ化は、同時に「記憶の再国民化」の契機にもなったことを忘れてはならない²¹⁾。しかしそれ以上に、90年代半ばにはじまる EU の東方拡大は、歴史政策上のはるかに重大な問題をかかえこむことになる。

EU は05年～07年の時期に、中東欧10カ国を新規に迎え入れた。冷戦下では東側ブロックに属し、西欧とは別の道を歩んできた国々である。89年の社会主義ブロック、さらにソ連邦の崩壊を経て、中東欧諸国はソ連の権力支配とイデオロギー統制のくびきから解放され、本来の国家独立の出発点にやっと立てたという実感を味わった。体制転換期にあっては優先度が高くなる歴史政策は、「独立」の正統化と国民的アイデンティティの再構築をみすえて、国民史の書きかえを急いだ。その際1939年以降の現代史叙述は、ナチズムとソヴィエト体制の占領・支配下にうけたトラウマの諸体験の記憶が下敷きとならざるをえない。ハンガリーの歴史家ポーク (Attila Pók) にしたがえば、ポスト共産主義の歴史言説では、「[社会の凝集力を高めるための] 贖罪の羊の役目を共産主義一般に負わせるのが決まりであった」。東欧諸国の「経済的社会的衰退」も、「国民的悲劇」も責任はあげて共産主義に帰せられたという²²⁾。結果として東の新加盟国は、西欧型とは異なる歴史認識を EU にもちこむことになった。

西欧中心の EU 的歴史観では、とくに第二次世界大戦以後に関する「国民的過去像」の測定・検証は、すでに「共通の歴史意識」が基準となっていた。歴史をしる「国民的コンテナ」が撤去されつつある。だが中東欧諸国は「国民的コンテナ」の再建こそが当面の課題であり、それに不可欠な国民的神話の復活を歴史政策に委ねた。戦後45年間も君臨した社会主義的＝反ファシズムの歴史観は放逐され、それにとって代わったのが、戦乱と圧制の無数の犠牲者と抵抗英雄のイメージに寄りかかった国民的歴史観である。歴史意識は「国民という境界の内側にとどまる」²³⁾。だが90年代半ばから、中東欧諸国の大半は EU への加盟申請を開始し、そこで「いわば EU メンバー資格の前提条件として、ホロコーストにどのように巻きこまれたのかを、必然的に質される」²⁴⁾。ナチ占領・支配期、つまりはホロコーストにかかわる歴史認識が審査の俎上にはぼる。

中東欧は41年夏、独ソ戦開始を境として、ほぼ全域がホロコーストの現場となった。ナチ占領・支配下で各国・各地域がホロコーストの遂行に、まったく無関係でいられたはずがない。ホロコースト研究の第一人者ヒルバーク (Raul Hilberg) が書いたつぎの一文は有名である。「その全面的な関与という点に照らせば、バルト地域は帝国 [ドイツ本国] につぐものだ」²⁵⁾。大量殺害への加担・協力・補助の歴史的事実は動かしよ

うがなく、地域住民のあいだでもその記憶は消えていなかったと思われる。ヨーロッパ共同体への志向をつよめる各国の政治エリートが、この忌むべき「過去」に頬かぶりし続けることは事実上不可能であった。現に98年以降バルト諸国は、あいついで各国大統領の発議に基づき、国際的な「歴史委員会」を設置し、大戦期（1940年～45年）の国家喪失と占領統治の国民的経験を詳細に明らかにする作業にとりかかっている。各国の「歴史委員会」が公表した大部な報告書は、バルト現代史の悲劇的側面を、「自国民の犯罪行為への関与も含めて抉り出したものだった」²⁵⁾。こうした「過去」の批判的総括作業—バルト三国以外の国々も—がEU機関でどのように評価されたにしろ、ホロコースト問題が中東欧諸国のEU加盟にとって躓きの石にならなかったことだけは確かである。しかしこの地域の各国民は、ホロコーストと関連する自国史の闇の部分突きつけられ、「犯行者」のレッテルを貼られかねない、危うさを覚えていたことだろう。この窮地にあらかじめ備えるためもあって、新加盟国は04年以降、「独立」の正統性の根拠でもあるスターリン主義的大量犯罪の記憶—ソ連の強制労働収容所体制に因んで「グラーク (GULag) の記憶」ともいう—について一段と声を高くして、そのヨーロッパ化をEU公共社会に迫っていく。「《歴史外交》とでも呼びうるようなキャンペーンが繰り広げられた」²⁶⁾。

04年3月、ラトヴィア外相カルニーテ (Sandra Kalniete) がライブツイヒ書籍メッセでおこなった講演は、「過去」問題に敏感なドイツでは激しい反発をよんだ。講演の締めくくりで用いた一言に要約される彼女の主張が問題とされたのである。「ふたつの全体主義的体制—ナチズムと共産主義—は同じように犯罪的であった」。ユダヤ系ドイツ人、ホロコーストの生存者コルン (Salomon Korn) は、抗議の意思表示として講演途中で退席した。コルンは、その発言にホロコーストの特異性を否定し、スターリン主義的テロルと同一視する偏向を見いだしたのだ。かたやグラークの生存者カルターニも譲らず、議論の応酬は05年にまでもちこまれた²⁷⁾。一般にドイツおよび西側のホロコースト観は、東側では「スターリン主義的迫害経験の軽視」と映った²⁸⁾。このときはからずも、EU圏の東西をわける「記憶の非対称性」が鮮やかに映しだされた。

この集合的記憶のくい違いはことあるごとに顕在化した。05年1月、ヨーロッパ議会がかぎ十字の全欧的禁止を議した際には、ハンガリーの議員から「憎むべき共産主義独裁の象徴」である「鎚と鎌」も同時に禁ずるとの提案があり、審議は紛糾した。ホロコースト記念日の決議にあたって、数百万のグラーク犠牲者その他の追悼追加を求める発言があり、その後にホロコースト犠牲者の「特権化」を印象づけるしこりをのこした。過去の人道犯罪の公然たる否定や正当化は、ヨーロッパ各国でならかの法的規制の対象になるが、「アウシュヴィッツの嘘」論の扱いは別に、「共産主義

の国家犯罪・人道犯罪」の否定論も刑罰対象に加えたいという新加盟国の希望は、EU内では不人気であった。ふたつの「過去」の記憶が並立・競合する事態は、ヨーロッパ記憶共同体に予期せぬ荷重がかかり、EUのアイデンティティの基礎を揺るがした。第二次世界大戦の終結の60周年を迎える2005年には、ことはもはや放置できない段階に達した。けっきょく、05年の欧州議会の終戦記念決議は、従来の「ナチズムからの解放」に加え、「(東欧での)スターリン主義的ソ連邦による新たな独裁(の開始)」にも触れる、「折衷的で妥協的な」内容にならざるをえなかった²⁹⁾。

一年前に「ヨーロッパ歴史論争」³⁰⁾の口火をきったカルターニ講演は、「旧いヨーロッパと新しいヨーロッパ」という暗示的な題目を掲げた。それは既成のヨーロッパ現代史像へのつよい憤懣と、その書きかえへの熱い抱負を滲ませている。「ソヴィエト体制のテロル」に目をつぶった戦勝国の「旧いヨーロッパ」史に対して、その存在を無視された東欧＝敗者側から「新しいヨーロッパ」史が書かれなければならない、というのがカルターニの結論であった。「联合国版の歴史観」(デイヴィス)、「戦後世界の正統的歴史像」(橋本)と評される20世紀ヨーロッパ史の枠組みにむかって、果敢な挑戦を匂わせるものであった。05年終戦記念決議では、ヨーロッパ史は45年の「ナチズムからの解放」から、89年の「共産主義からの自己解放」へと進化する、「解放の歴史」として語られ、まるで無色透明の予定調和的な歴史像が登場していた。欧州委員会に属するカルターニには、これはどう映ったであろうか。その後のEU内の歴史討議を追うと、ソ連帝国の解体で息を吹きかえした全体主義論の侵食が目につく。「全体主義研究の第二の春」³¹⁾さながらに、EUの「過去」論議にそれが反映している。09年欧州議会の「ヨーロッパの良心と全体主義」に関する決議は、「イデオロギー的背景の如何を問わず、あらゆる形態の全体主義を一致して拒否する」とうたい、「歴史の全体主義論的解釈」におおきく道を開いた。これは明らかにポスト共産主義的歴史政策の利害—共産主義体制を「より小なる悪」と片づけられない立場—に配慮した結果であるが、他方では「ホロコーストの特異性」が再確認されており、その「相対化」にも歯どめをかけるのを忘れていない。「新しいヨーロッパ」史の構成図がどのように描かれるにしろ、全体主義論の単線的な歴史理解は、とうてい「ヨーロッパ史の語りのモデル」とはなりえない³²⁾。EUを舞台に演じられる記憶紛争は、なおその着地点を見いだせずに、漂流する状態がとうぶん続きそうである。

3. 統一ドイツの記憶文化と「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」

統一後のドイツでは、ナチズムとSED独裁のふたつの「過去」を総括し、処理するプロセスは、EU主導国としての利害と責任を慎重に配慮する、政治・官僚エリートの

プラグマティックな対応ぶりが際立った。被害者が生きていてこそ意味をもつ「過去の克服」の諸措置と、SED（ドイツ社会主義統一党）独裁の「転換期の正義」にもとづく総括は、90年代にほぼ完了している。ホロコーストの特異性を「規範的公理」とするヨーロッパ記憶共同体の基礎づくりにも、協力を惜しまなかった。トラウマ的「過去」に関して「歴史総括のドイツ工業規格」が推奨され、ベルリン・ホロコースト記念碑の「情報提供の場」が啓発のための「ヨーロッパ的資源」ともちあげられること³³は、ドイツ当局にとっても歓迎すべき展開であった。しかし歴史家を含め、ドイツの記憶文化の将来に自覚的にかかわっている人びとが、「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」の現状になんの懸念も抱かなかったといえ、それは違う。

ホロコースト犠牲者を追悼する公的記念日は、ドイツでも、いわば「トップダウン方式」で決定された。1月27日記念日の内容・主体・形式等をEUレベルでつめる作業は滞り、結果的にその形骸化がすすみつつある。ドイツ国内では「この日付は市民権をえられないであろう」とする悲観論もきかれた。公共的議論を積みかさね、決定プロセスを透明化する「市民社会的手法」をないがしろにした結果と見なされた³⁴。EUが2014年開設をめざしてすすめる「ヨーロッパ歴史館」構想についても、完全上から「公共社会の関与」なしに企画されている現状を、政治学者レゲヴィー（Claus Leggewie）は厳しく追及する。「ホロコースト記念碑紛争の二の舞」をさげたいEU政治・官僚エリートの思惑は察しがついていた。けれども彼は、「ヨーロッパ的記憶をめぐる紛争」の常態化をむしろ当然とみなす。ヨーロッパ共通の記憶文化は、異なる記憶群のあいだの論戦・情報交換・対話・調整の枠組みを確立し、合意形成を一步でも前進させる過程のなかで、その可能性をさぐるしかない。レゲヴィーはこのように考える³⁵。

1月27日がホロコースト記念日としてふさわしいかどうか、はじめから異論があった。ボーデマン（Michael Bodemann）の見解が代表的なものであろう。「アウシュヴィッツの建設に代えて、その解放が記念される。それによってドイツは犠牲者と戦勝国の仲間入りをする」³⁶。ドイツ固有の歴史的責任はどうなるのか、その相対化につながらないか。「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」については、つねにこの種の疑念がついてまわる。じっさい欧州議会の記念日決議文は、ドイツの責任を明記するくだりがなく、わずかにアウシュヴィッツを「ナチ・ドイツの死の収容所」と表記するにとどめた³⁷。だからこそブーヘンヴァルト元強制収容所記念遺跡所長のクニゲ（Volkhard Knigge）は、記念日に関連して、つぎのように釘を刺したのである。「犯した罪、責任を負うべき罪・・・を意識にとどめるかぎり、ドイツの記憶文化はイスラエルやアメリカ合衆国のそれと同じではない」と³⁸。ここにヨーロッパの国名がのぼ

らないのは意味深長である。

「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」は、特殊ドイツの責任はもとより、絶滅政策の犯行者への言及も抑制し、その匿名化をうながす。たとえばホロコースト記念日決議では、被占領諸国の対独協力や「犯行者」にはいっさい触れず、一種の「ヨーロッパの犠牲者物語」が作文された趣がある。8項目からなる2000年ストックホルム宣言をよみかえすと、膨大な犠牲者を生みだし、ホロコーストを計画・実行した元凶として、「ナチス」という一般的名称が2項目に登場するだけである。「ナチスとは誰のことをさすのか」と詰問する歴史家もいた。だがこうした歴史家の苛立ちは、「犯行者」をともに扱える記憶装置の設計図を探しあぐねて、彼らじしんが焦っていることを証明する。現代ドイツの記憶文化においては、「犯行者が適切にテーマ化されていない」重大な欠陥がある、と彼らはみる。「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」は、それをいっそう助長するというわけである。その裏返しとして「犠牲者観点」の安易な偏重が問題にされる³⁹⁾。新世紀に入って、ヨーロッパ的記憶の在りかたが問われ、「ヨーロッパの犠牲者物語」じたいの不完全さーホロコースト以外の、またナチ犯罪以外の犠牲者の位置づけーが論議的になっている。それとの整合性を見失えば、こうした批判や疑問といえども、いかにも特殊ドイツ的な視野狭窄や独善性の落とし穴に陥りかねない。

ドイツ生まれのユダヤ人社会学者スナイダー (Natan Sznaider) が指摘する「ホロコースト記憶の普遍化」の問題点のほうが深刻かもしれない。ホロコーストは、「その時間的・空間的文脈からきり離された聖画像となり、それが人権犯罪一般を象徴するものに仕立てられた。・・・ホロコーストは、非政治的・非歴史的な出来事となる」。「グローバルに主張できる人権言説の視点に立てば」、ドイツ人がなめた辛酸ー絨毯爆撃や東部追放の戦争・戦後体験ーも、「修正主義的歴史像の片割れ」と非難されずに、堂々と強調できるようになると⁴⁰⁾。ホロコースト体験の普遍的な意義が認識され、その記憶に人類史的価値が付与されればされるほど、ホロコーストの特殊な歴史的諸関係が不明瞭になるのはさけられない。ドイツ人の過酷な戦争体験の多くが公共的記憶空間にとりこみにくかった決定的な理由も、それらがホロコースト犯罪との歴史的関連性を免れなかったからである。その歴史的文脈があいまいにされれば、もとより「いつまでも思いどおりに抑圧しておけない」戦争体験の記憶群は、公共の場にいっそう出現しやすい環境にめぐまれることになる。歴史家ヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler) は、一方で自国民の苦難の語り「戦争犯罪の相殺」や「ある種の犠牲者崇拜」をまねくと危惧しつつも、他方では微妙ないい回しだが、第二次世界大戦に対する「公共的知覚の干満の交代」を認める⁴¹⁾。けれどもこの「記憶の再国民化」が西欧諸国間でも激烈

な論戦を惹起させ、国民的記憶同士の激突にいたる可能性は、フリードリヒ（Jörg Friedrich）の著書（02年刊）の場合ではっきりした⁴²⁾。それだけに歴史研究者は、こうしたテーマの受けいれに「ひどく臆病である」らしい。

04年のカルテーニ発言にいきり立ったドイツ世論も、翌年にはナチズムと共産主義の犯罪を峻別しないような言説にもあまり過敏に反応しなくなった。05年4月のブーヘンヴァルト解放60周年の集会で、かつての収容所抑留者センプルン（Jorge Semprún）はこうのべた。「10年後の次の記念祭では、グラークの体験が私たちヨーロッパの集合的記憶に組み入れられていることを期待します」と。これには個人からもメディアからも抗議らしい抗議はなかったという⁴³⁾。「異なる記憶が平和的に共存し、互いにその存在の正当性を否定しない」というカルテーニとコルンの和解がドイツ国内にも浸透したかのようにも見える。しかしドイツ知識人の多くは、ふたつの記憶を同列にあつかうことに、依然として抵抗感をぬぐえない。80年代の歴史家論争がなお後を引いていた。90年代はまだ「ヒトラーとスターリンの大量犯罪の比較」の是非が論じられるありさまで、そのため SED 独裁の総括も前にすすまない支障がでていた。スターリン主義犯罪の記憶が「たった今できあがったホロコースト犯罪の記憶」を相対化させはしまいか、その不安は予想外につよかったのである。ここで歴史家ファウレンバハ（Bernd Faulenbach）が「賢者の裁定文」をだす。ホロコーストの記憶の相対化も、スターリン主義の記憶の陳腐化も許さない、という便宜的な記憶の共存案であった。ドイツのふたつの「過去」の総括はこのラインで収束された⁴⁴⁾。この「過去総括のドイツ工業規格」が04年以降の EU 的記憶の政策戦略を規定することになる。

ドイツ公共社会にとってホロコーストの記憶は、自国の暗い「過去」と、ユダヤ人—ユダヤ系ドイツ人も含め—という「他者」の悲惨な「過去」とを想起する行為である。EU 圏の東側がいうグラークの記憶とは、自国民の苦難の語りであっても、その罪科を問うたり、「他者」の悲運を悼む行為とは必ずしも連結しない。ドイツ知識人は、EU 新加盟国のホロコースト犯罪にかかわる自国史の「過去」総括の実状には、非常に飽きたらなさを感じていたことは事実である—一章で歴史研究に関連してすこし触れる一が、最後に留意すべきふたつの論点を紹介しておこう。

第一に、中東欧諸国における「過去」の批判的総括の不徹底さと、プーチン政権以降のロシア連邦の硬直的な歴史政策との相互連関が、ドイツでもやはり注目を集めている。この場合の最大のポイントは、「大祖国戦争」史観を操作・動員して、国民的神話の形成に邁進するロシア当局の路線に変化が生まれるか否かである。その行方こそが、ポストソ連圏諸国の「〔自国の〕罪責承認の言説」をうながす鍵になる、と記憶政策論者は重視する。ご都合主義ともとれる一方的な期待表明ではあるが、帝國的復活

を遂げつつあるロシア連邦が、EUの東方拡大にともない、ヨーロッパ的記憶空間の将来を左右する重要な存在として認識されていた証拠ともいえよう⁽⁴⁵⁾。

第二に、ここ数年、均質的で調和的なヨーロッパ記憶共同体の構想が疑問視されはじめている。一例にジャン・モネ欧州研究センターのスタッフが率いる政治学者グループの主張をあげる。「新旧のEU構成国の異なる記憶文化を共通化する試みは、展望もなく、政治的にも不必要であろう。・・・ヨーロッパ記憶共同体の公準は放棄する」。それに代えて「分析的概念性を帯びるヨーロッパ記憶空間」を追求する。それは「ヨーロッパ・アイデンティティが拠って立つ固定した静態的サイズ」ではなく、「学問、公共社会、政治に提供される問題域」と理解される。そこでは「諸国民の過去像を相互に関係づける、超国民的な力学」がはたらき、それが「ヨーロッパ記憶空間」の特徴となる⁽⁴⁶⁾。この提言は明らかに、レゲヴィーやアスマンらと現状認識を同じくし、記憶空間の内在的力学に注目する姿勢も変わらない。彼らはいずれも、「ホロコーストとグラークという非常に異質な構成部分を備えること」を自明の前提としてヨーロッパ的記憶空間を論じる。アスマンの考える「ヨーロッパ化とは、異質な記憶の同化や、共通の記憶の樹立ではなく、多種の記憶の受容を意味する」。そのために各国民の「独白的記憶」ではなく、諸国民の「対話的記憶」を彼女は提唱する⁽⁴⁷⁾。すでにのべたように、レゲヴィーは、互いに相容れない国民記憶群を包摂し、その間の紛議をも許容する、緊張にみちた記憶空間の枠組みを模索している。彼の場合には、ホロコースト犯罪の特異性—「産業的官僚的方式による欧州ユダヤ人の絶滅」—を強調しながらも、「その歴史的比較を教条的にこぼむ」態度はとらない⁽⁴⁸⁾。ヨーロッパの集合的記憶をつらぬく「非対称性」はさまざまな難題を押しつけてやまない。

4. ドイツのナチ史研究の転換？

90年代に入って、ドイツのナチ史研究の重点は第二次世界大戦期に移った。必然的にナチ絶滅政策の全局面が実証研究の対象となる。98年にヘルバート(Ulrich Herbert)が編んだ『ナチ絶滅政策 1939年～1945年』には、60年代生まれの若い研究者の論文が4本載っている。まさに副題の「新しい諸研究」に値する内容であり、対ソ絶滅戦争下のポーランド、西ウクライナ、白ロシア、リトアニアのそれぞれの現場にそくして、凄惨なユダヤ人殺戮過程の全貌を解明する作業の中間報告にあたる⁽⁴⁹⁾。「ヨーロッパ化＝普遍化」の論理は、「ホロコースト犯罪の時間的・空間的文脈」を不分明にする方向にもはたらくとすれば、彼らの研究はその歴史的な文脈をとり戻し、史実をもってそれをより鮮明にする意味がある。「普遍化」の副作用に予防措置をほどこすのも、当然ながらドイツの、いや現代史家一般の任務に入るだろう。

ときあたかも『絶滅戦争：国防軍の犯罪 1941-1945年』巡回展がドイツ国内で激しい議論を巻きおこし、見学者は90万人に達して、「国防軍の潔白」神話を根底から揺さぶっていた。一般兵士、つまり「普通のドイツ人」のナチ犯罪加担の真否が最大の争点であった。90年代の数々の「過去」論争は、ナチ時代を生きた個々人の当事者性を多少とも問うもので、従来からのホロコーストの公共的記憶に対して具体的な個人体験による肉づけが求められたのである。ヘルバートの編著書は大筋でその方向性をともし、数百万のユダヤ人殺害が「ドイツの東部占領政策の構成要素」一軍事・治安・民政の全出先機関の関与一であり、「ドイツ人社会のナチ絶滅政策への無関心」がその背景にあったことを、事例研究をもって裏づけようとする。と同時に、占領地の地元住民もユダヤ人殺害にまったく無抵抗であったと編者は結論する⁵⁰。4つの事例研究も例外なく、しかもさり気なく、現地の行政・警察・党派団体・住民のユダヤ人殺害にかかわる対独協力を指摘し、地元の共犯または同調関係の論点を浮かびあがらせている。「ユダヤ的ボルシェヴィズム」の固定概念が地元社会にはびこり、それを媒介とするソヴィエト支配と対独協力との関連構造も、分析課題として意識されつつある。旧東側諸国の歴史研究との国際交流の必要性も、若手研究者には十分わかっていたようである⁵¹。

東欧諸国での研究動向に、ドイツの現代史家は当然、無関心ではいられない。だが彼らの動向評価は、EU加盟をはさんでここ15年間、そこでのホロコースト関係史学の着実な前進を認めながらも、各国の記憶景観に変化をもたらすような影響力をなお発揮していない現状に失望感を隠さない。たとえばリヒター(Klaus Richter)によれば、リトアニアの歴史学者は「ユダヤ的共産主義者」神話を破壊し、犠牲者性にもとづく国民的アイデンティティの変容をうながす研究業績をあげているが、公共社会では「リトアニアの過去を判定する資格のない学者先生」として苦戦を強いられているという。他国でもその両義的な構図は変わらないであろう⁵²。しかし研究動向の概観がそうした結論にとどまるかぎり、ホロコースト史研究の新たな視角や枠組みの設定には活かせない。「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」のインパクトを正面から受けとめるような研究構想は、どのように考えられているのだろうか。

ホロコースト史研究の「ヨーロッパ化」を具体的に想定する場合、ナチ絶滅政策の現実化に対してドイツの同盟諸国はもとより、占領下の諸国も実質的に協力・支援の姿勢をとった、という歴史的事実がまず念頭にうかぶ。対独協力があの未曾有の人道犯罪を可能にした必須の前提条件であったことは間違いない。03年刊行の論文集『協調と犯罪 1939-1945年の東部ヨーロッパにおける《対独協力》の諸形態』は、なによりもその点に着目して、スロヴァキアからウクライナにいたる5カ国、1地域の対独

協力の事例研究を取めている。本書からは、それぞれ特殊な経過・形態・構造をみせる6ケースをとおして、対独協力は、占領側と被占領側との利害が輻輳する相互作用の関係にあったことが見えてくる。この相互作用の力学は、戦時下の危機的負荷のいっさいをユダヤ人住民に転嫁する方向にはたらし、同盟国・被占領地がユダヤ人絶滅政策に協力・関与する全過程を規定したと考えられる。しかも戦争の推移と関連して、ヨーロッパ・ユダヤ人殺害の準備、開始、加速、延期（または停止）の諸段階が区別されなければならない⁵³。事例研究の集積によって新たな問題の所在が突きとめられ、新たな展望が開ける好例である。

それでも論文集の編集言はつぎの文章を挟んでいる。「ドイツ人が一般に《対独協力者》と呼ばれるグループの行動を問題にするのは、いかがわしいと思われるかもしれない。これはけっして、[対独協力者の蛮行を引きあいにする]ドイツ人関係者の自己正当化を認めることを意味しない……。ドイツの研究が《対独協力》の諸形態の検証をあいまいにすれば、いわゆる周辺部でのナチ支配執行の機能メカニズムと、ホロコーストとを認識できる視線が遮られてしまう」と。ホロコーストを「全ヨーロッパ的現象」(ヴィルヘルム)ととらえれば、ドイツ固有の歴史的責任が相対化されかねない—そうした懸念は、歴史研究者のあいだにひろく潜在する。編者の予防線をはる口ぶりも、絶滅戦争における対独協力問題をとりあげるにも、ある種の躊躇があったことを表現している。

2000年グロス (Jan Thomas Gross) の著書をきっかけに、ポーランドでは大戦中のタブー化された「過去」、イエドヴァブネ事件 (1941年7月)—その地のポーランド人住民がユダヤ人隣人を無差別に殺害したとされる事件—の真相が大論争を呼んだ。この歴史論争を通じて、ポーランドの「犠牲者国民」神話はその説得力をおおきく損なわれたともいわれる。隣国での激論に対して、ドイツのメディアの反応はがいて鈍く、歴史家もそれに介入するような発言を控えている。グロスの著書にめだつ事実誤認、史料批判の不足、安易な誇張と一般化などの欠点もさることながら、その既成の歴史像への挑戦が「思いがけず本当の事件の黒幕であるドイツ占領軍を視界の彼方に消えさせた」ことに、ドイツの歴史家は困惑していたのではないか⁵⁴。

41年夏のドイツ軍の侵攻時、イエドヴァブネと同様に東欧各地で酸鼻をきわめたポグロムが頻発している。ポーランドの現代史家ムジアル (Bogdan Musial) は、その背景としてそれにさきだつソヴィエト体制の苛烈な体験—資産収用・大量逮捕・強制移送・処刑—を強調する。その記憶が「ユダヤ的ボルシェヴィズム」の固定概念を非ユダヤ住民のあいだに増殖させていたとする。ソヴィエト・テロルは、ホロコーストの序幕となる一連のポグロム現象を誘発し、それをドイツ占領当局が絶滅計画の実行に

利用するという構図が描かれる。まだ未決着の「国防軍の犯罪」論争で一部から「典型的な修正主義史家」の烙印を押されたムジアルの見解は、ドイツでは風当たりがつよく、ドイツの歴史的責任を相対化するとの非難をあびている⁵⁵。だが大戦下の中東欧諸地域は、ナチズムとソヴィエト共産主義の帝國的暴力が闘ぎあい、総力戦のもとで相乗的に過激化した場にはかならない。「文明破壊」に値するホロコーストは、まさにそのような環境でこそ発現する必然性があった。とすればソヴィエト支配の動態調査を欠いては、ホロコースト史研究は新たな出発点に立つことはできないのではないか。

アメリカの東欧史家スナイダー (Timothy Snyder) は、「ヒトラーとスターリンの狭間のヨーロッパ」を「流血の地」と名づける。レゲヴィーはこれにのっとり、ナチズムとスターリン主義が「一種の敵対的な協調関係で結ばれ、相互に急進化していった」からこそ、中東欧地域は「流血の地」となる運命を免れなかったと理解する。「数百万のウクライナ人の餓死〔「ホロドモール」〕とホロコーストとのあいだ、スターリンの大量移送・ナチ収容所での労働による絶滅・第二次世界大戦後の民族浄化のあいだには、複雑な内的関連があり」、この地の少なくとも1400万の住民—戦闘員をのぞく—の命を奪った。レゲヴィーはさらに、二重の占領支配に苦しみ、ホロコーストに加担し、占領軍に協力する地元住民の姿も、独自の構成主体としてこの内的関連に含めて考えている⁵⁶。こうした立体的な問題構造にドイツ現代史学は回答を迫られているのである。

07年イスラエルの歴史家フリートレンダー (Saul Friedländer) は、「ホロコーストの統合された歴史」を提唱した。つまりホロコーストの全体史をどう構成するかである。第一に、ドイツが支配したヨーロッパの全被占領国、全衛星国の当局・機関・諸社会グループがとった決定と措置を組みこむ。第二に、時期を問わず、ユダヤ人の集合的・個別的な知覚と反応をこの歴史と切り離せない構成要素とみなす。第三に、あらゆるレベルと多様な現場でおこった出来事を同時的に描写する—時を同じくする諸事件の相互関連の解明—。第一点と第三点は、その方法的な諸問題をしばらく措けば、「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」に直面する歴史叙述の課題そのものである。しかし彼の問題提起の主眼は、ユダヤ人をホロコースト史の客体から主体の地位に引きあげることにある。焦点は離散共同体の対策や指示ではなく、日常生活のマイクロなレベルでのユダヤ人の自主的判断・行動であり、生存への個人的努力すべてが絶滅政策の障害となる意味があらためて強調される。フリートレンダーは、「余剰人口の殺害によるヨーロッパの経済的・人口学的再均衡化」、いわゆる「民族の耕地整理」をホロコーストの本質とみなすアリーの研究に対して、アンチテーゼを提示しようとしている⁵⁷。

歴史主体としてのユダヤ人の復権あるいは権利主張は、カルターニのいう「新しいヨーロッパ」史の基調ともあい通じるものがある。

おわりに

「ホロコースト記憶のヨーロッパ化」が叫ばれ、それに現在の歴史研究が応えられているかどうか、断定的なことがいえる準備をもたないまま、本稿をとじざるをえない。ヴィルヘルムの89年時点での問題提起は、その意味で時代をおおき先どりしていた。だが20年後のパベロウスキにしても、ナチ史研究を「連邦共和国で長らく担ってきた特殊な政治—文化的役目から脱却させる」⁵⁸⁾方法を求めてなお苦闘しているように見える。「過去総括のドイツ工業規格」の制定者ファウレンバハは、06年の講演で「ナチ時代をあつかうパラダイムの転換」には消極的な意見を披露している⁵⁹⁾。確かに「ナチ時代の負の記憶を核とするドイツの民主的な記憶文化は、危機に瀕していない」とはいえよう。しかしEUの歴史政策が顕在化させた「記憶の非対称性」を目前にしながら、彼は依然として「パラダイムの弛緩、部分的な拡大」という穏便な状況診断で済ませていられるのであろうか。現に近年のドイツ・ナチ史研究には、「短い20世紀」をとおして茨の道をあゆんだ中東欧諸地域の過去を取りこんで、ヨーロッパ史の書きなおしに取りくむ兆しが認められる。

〈註〉

- (1) 本稿が参照したのは Uwe Backes/Eckhard Jesse/Rainer Zitelmann (Hg.), *Die Schatten der Vergangenheit* (Frankfurt/M. 1990), S. 403-425. に掲載された論文であり、したがってヴィルヘルムの当日の発言は正確にはわからない。Ibid., S. 404f., 412, 419.(Anm.1) を参照・引用。引用文中の〔 〕は飯田が補ったもの。以下同じ。
- (2) Debatte: NS-Forschung und Genozidforschung, in: *Zeithistorische Forschungen/Studies in Contemporary History, Online-Ausgabe*, 5 (2008), H. 3, S. 2, 11, 21f.
- (3) Natan Sznajder, *Gedächtnisraum Europa. Die Versionen des europäischen Kosmopolitismus. Eine jüdische Perspektive* (Bielefeld 2008), S. 79. 社会学者スナイダーはここで、ニュルンベル裁判への「勝者の裁き」という批判に対して、「犠牲者の裁き」もなかったことをなぜ問題にしないのかと問うている。
- (4) Jan Eckel/Claudia Moisel (Hg.), *Universalisierung des Holocaust? Erinnerungskultur und Geschichtspolitik in internationaler Perspektive* (Göttingen 2008), S. 12. ノーマン・デイヴィス、別宮貞徳訳『ヨーロッパⅠ～Ⅳ』(共同通信社 2000年)、Ⅰ、94頁以下、Ⅳ、251頁。
- (5) Cf. Aleida Assmann, *Der lange Schatten der Vergangenheit. Erinnerungskultur und Geschichtspolitik* (München 2006), S. 259; Dies., *Auf dem Weg zu einer europäischen Gedächtniskultur* (Wien 2012), S.

- 27f.; Volkhard Knigge/Norbert Frei (Hg.), *Verbrechen erinnern. Auseinandersetzung mit Holocaust und Völkermord* (München 2002), S. 300.
- (6) 石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』（白水社 2002年）、208–209頁。
- (7) 前掲書、230頁以下を参照。
- (8) Norbert Frei, *1945 und Wir. Das Dritte Reich im Bewußtsein der Deutschen* (München 2005), S. 45ff. 石田、前掲書、225–226頁。
- (9) Ullrich Herbert (Hg.), *Nationalsozialistische Vernichtungspolitik 1939-1945. Neue Forschungen und Kontroversen* (Frankfurt a. M. 1998), S. 14.
- (10) Cf. Martin Broszat, *Nach Hitler. Der schwierige Umgang mit unserer Geschichte* (München 1986), S. 272, 286.
- (11) Herbert, *op.cit.*, S. 17-19.
- (12) Helmut König, *Die Zukunft der Vergangenheit. Der Nationalsozialismus im politischen Bewußtsein der Bundesrepublik* (Frankfurt a. M. 2003), S. 150ff., 37.
- (13) Frei, *op.cit.*, S. 54.
- (14) Christian Meier, *40 Jahre nach Auschwitz. Deutsche Geschichtserinnerung heute* (München 1987), S. 73; cf. Wolfram Wette, *Vergangenheitsbewältigung war gestern. Erinnerungskultur vor neuen Herausforderungen*, in: *Schattenblick-Bericht/283*, § 15. <http://www.schattenblick.de/infopool/buerger/fr-gesel/dfber283.html> (2011年9月12日、検索)
- (15) ここでは主として次の文献を参照。トニー・ジャット、浅沼澄訳『ヨーロッパ戦後史 下 1971–2005』（みすず書房 2005年）、「エピローグ：死者の家から—近代ヨーロッパの記憶についての小論」、451頁以下。Pieter Lagou, *Victims of Genocide and national Memory: Belgium, France, and the Netherlands 1945–1965*, in: *Past and Present*, No. 154 (1996), pp. 181–222; Eckel/Moisel, *op.cit.*, S. 26–42 (Nina Burkhardt), S. 43–58 (Christoph Brüll); Uffe Østergård, *Der Holocaust und europäische Werte*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte (= APZ)*, 1–2/2008, S. 25f. 最後の論文は、ノルウェーとデンマークのケースにも言及する。
- (16) Sznajder, *op.cit.*, S. 77. A・アスマンも「EUは第二次世界大戦の結果であり、回答である」と総括する。Wolfgang R. Assmann/Albrecht Graf von Kalnein (Hg.), *Erinnerung und Gesellschaft. Formen der Aufarbeitung von Diktaturen in Europa* (Berlin 2011), S. 38. 永岑三千輝「ホロコーストとヨーロッパ統合—二つの対極的論理と史的力学」『横浜市立大学論叢・人文科学系列』2011：Vol.62、29–30頁は、ホロコーストに向う「地獄化」のベクトル群と、ヨーロッパ統合に向う「楽園化」のベクトル群とが「1941年12月から1942年1月」の時点で交錯する、というようにも読めるが、本稿の主旨からいって注目したい指摘である。その具体的展開を今後期待したい。
- (17) Adolf Muschg, “Kerneuropa”, in: *Neue Züricher Zeitung* vom 31. 5. 2003. <http://www.nzz.ch/akuell/startseite/article8VX08-1.259424> (2013年2月15日、検索)

- (18) Ibid.
- (19) 以上の経過については、Assmann, *Auf dem Weg*, S. 29ff.; Eckel/Moisel, *op.cit.*, S. 174ff. (Harald Schmid) を、国際タスク・フォースの組織・活動については、*Ibid.*, S. 156ff. (Jens Kroh) を参照。「ホロコストを認めることが、われわれの現代ヨーロッパへの入場券である」(451頁)。「20世紀が終わるまでに、西ヨーロッパのアイデンティティと記憶におけるホロコストの中心的地位は固まったように思えた」(473頁)。このふたつの文章に、ジャット、前掲書、「エピローグ」の結論的骨格が示されている。
- (20) Sznajder, *op.cit.*, S. 69.
- (21) Cf. *Ibid.*, S. 126.
- (22) Assmann, *Der lange Schatten*, S. 262f.
- (23) Østergård, *op.cit.*, S. 26f.
- (24) Raul Hilberg, *Täter, Opfer, Zuschauer. Vernichtung der Juden 1933-1945* (Frankfurt a. M. 1997), S. 218.
- (25) 橋本伸也「歴史と記憶の政治—エストニアの事例を中心に」、塩川伸明・小松久男・沼野充義編『ユーラシア世界(3) 記憶とユートピア』(東京大学出版会 2012年)、142-144頁を参照。この間の事情は、ドイツ現代史研究者(ドイツ本国も?)のあいだでも十分には把握されていないのではないか。その意味で橋本論文は貴重である。
- (26) 同上、140頁。
- (27) カルニーテの講演とその後の論議の経緯については、Stefan Troebst, *Am Anfang des GULag-Gedächtnisses*, in: *Deutschland Archiv* (2006), H. 1, S. 19ff.; Claus Leggewie, *Der Kampf um die europäische Erinnerung. Ein Schachfeld wird besichtigt* (München 2011), S. 78f. を参照。
- (28) Ulrike Jureit/Christian Schneider, *Gefühlte Opfer. Illusionen der Vergangenheitsbewältigung* (Stuttgart 2010), S. 97. 逆に元欧州議会議長のシモース・ヴェイユ (Simone Veil) は当時、西欧側の見方を見事に語っていた。「いま共産主義のくびきを解かれた東欧諸国家では、別の(共産主義の犠牲者の)記憶が防楯として機能し、シオアへの必要な記憶作業を妨げている」と。Troebst, *op.cit.*, S. 22.
- (29) Cf. Assmann/v. Kalnein, *op. cit.*, S. 47-56 (Karin Hammerstein); Leggewie, *op. cit.*, S. 21ff.; Jureit/Schneider, *op.cit.*, S. 89f. 橋本、前掲論文、138頁以下。
- (30) Jureit/Schneider, *op.cit.*, S. 97.
- (31) Assmann/v. Kalnein, *op.cit.*, S. 58.
- (32) *Ibid.*, S. 49-52, 56.
- (33) *Ibid.*, S. 53f., 59.
- (34) Eckel/Moisel, *op.cit.*, S. 187, 190, 200.
- (35) Leggewie, *op.cit.*, S. 183-185, 7, 51.
- (36) Eckel/Moisel, *op.cit.*, S. 186.

- (37) Cf. *Ibid.*, S. 25, 173; Assmann, *Auf dem Weg*, S. 34-35.
- (38) Knigge/Frei, *op. cit.*, S. 425; Volkhard Knigge, Abschied von der Erinnerung, in: *Gedenkstätten Rundbrief*, Nr. 100 (2000), S. 137.
- (39) Jureit/Schneider, *op. cit.*, S. 91ff.; Wette, *op. cit.*, § 12-13.
- (40) Sznajder, *op. cit.*, S. 68, 126.
- (41) Stephan Burgdorff/Christian Habbe (Hg.), *Als Feuer vom Himmel fiel. Der Bombenkrieg in Deutschland* (München 2003), S. 42-46. ヴェーラーは『デア・シュビーゲル』誌との対談で主としてフリードリヒの著書に言及している。彼は、フリードリヒの言葉遣いが、絨毯爆撃を「ホロコーストと完全に同一視している」と批評する。著名な現代史家による日刊新聞6紙上の書評の要約は、www.perlentaucher.de/buch/joerg-friedrich/der-brand.html (13年1月15日、検索)を参照。
- (42) Burgdorff/Habbe, *op. cit.*, S. 123ff. (Michael Sontheimer) イェルク・フリードリヒ、香月恵理訳『ドイツを焼いた戦略爆撃：1940-1945年』（みすず書房 2011年）の著書と訳者の後書きも参照。
- (43) Troebst, *op. cit.*, S. 24; Leggewie, *op. cit.*, S. 23.
- (44) この間の経緯は、Assmann, *Auf dem Weg*, S. 44-47. を参照。
- (45) Cf. Ulrike Liebert/Henrike Müller, Zu einem europäischen Gedächtnisraum? Erinnerungskonflikte als Problem einer politischen Union Europas, in: *APZ*, 4/2012, S. 44; とくにロシアとバルト三国間の第二次世界大戦史像をめぐる記憶政治の問題状況については、橋本、前掲論文およびLeggewie, *op. cit.*, S. 56-71. を参照。
- (46) Liebert/Müller, *op. cit.*, S. 40-48, insbes. S. 41f., 47f.
- (47) Assmann, *Auf dem Weg*, S. 50ff., 64-65; Assmann/v. Kalnein, *op. cit.*, S. 35ff.
- (48) Leggewie, *op. cit.*, S. 77.
- (49) ポール (Dieter Pohl)、ザントキューラー (Thomas Sandkühler)、ゲアラハ (Christian Gerlach)、ディークマン (Christoph Dieckmann) の4名。いずれもその後のホロコースト研究をリードする実績をあげている。
- (50) Herbert, *op. cit.*, S. 51, 65, 59.
- (51) Cf. *Ibid.*, S. 124-128, 145 (Sandkühler), 304 (Dieckmann), 120f. (Pohl) 90年代に「おずおずと」だが、はじまったナチ犯罪の外国人犯行者研究の成果については、Gerhard Paul (Hg.), *Die Täter der Shoah. Fanatische Nationalisozialisten oder ganz normale Deutsche?* (Göttingen 2003), S. 56ff. を参照。
- (52) Klaus Richter, Der Holocaust in der litauischen Historiographie seit 1991, in: *Zeitschrift für Osteuropa-Forschung*, 56 (2007), H. 3, S. 389-416, insbes. S. 392, 406, 409f., 412. なお以下の諸文献も参照。Micha Brumlik/Karol Sauerland (Hg.), *Umdeuten, verschweigen, erinnern. Die späte Aufarbeitung des Holocaust in Osteuropa* (Frankfurt am Main 2010), S. 56-60 (Joachim Tauber), 77-85 (Mariana Hausleiter); Eckel/Moisel, *op. cit.*, 59-85 (Regina Fritz/Imke Hansen).

- 53) Christoph Dieckmann/Babette Quinkert/Tajana Tönsmeier, *Kooperation und Verbrechen. Formen der "Kollaboration" im östlichen Europa 1939-1945*, (Göttingen 2003), insbes. S. 9-24 (Editorial).
- 54) Andreas R. Hofmann, Der Pogrom von Jedwabne 1941. Aspekte einer zeithistorische Debatte, in: *Jahrbuch 2002 zur Geschichte und Wirkung der Holocaust*, hrsg. v. Fritz Bauer Institut (Frankfurt/Main 2002), S. 219-247, insbes. S. 234ff.
- 55) Bogdan Musial, "Konterrevolutionäre Elemente sind zu erschließen". *Die Brutalisierung des deutsch-sowjetischen Krieges im Sommer 1941* (Berlin-München 2000). 東欧のユダヤ人居住地を襲ったポグロムの波にも、ドイツ側の画策と主導的な誘導があった、とするのがムジアル批判者の見解である。Cf. Hannes Heer, Lemberg 1941: Die Instrumentalisierung der NKVN-Verbrechen für den Judenmord, in: *Kriegsverbrechen im 20. Jahrhundert*, hg. v. Wolfram Wette/Gerd R. Ueberschär (Darmstadt 2001), S. 165-177.
- 56) Leggewie, op.cit., S. 77, 72.
- 57) Saul Friedländer, Eine integrierte Geschichte des Holocaust, in: *APZ*, 14-15/2007, S. 7-14. ゲッツ・アリー、山本尤・三島憲一訳『最終解決 民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害』（法政大学出版会 1998年）を参照。
- 58) Cf. Michael Wildt, Die Epochenzäsur 1989/90 und die NS-Historiographie, in: *Zeithistorische Forschungen/Studies in Contemporary History, Online-Ausgabe*, 5(2008), H. 3, S. 12, Anm. 44.
- 59) Karl Giebelier/Abraham P. Kustermann (Hg.), *Erinnern und Gedenken - Paradigmenwechsel 60 Jahre nach Ende der NS-Diktatur?* (Berlin 2007), S. 37-52 (Berd Faulenbach).

(後記)

本稿はおおくの先行研究に依拠して書かれたものだが、すべてを活かすことができず、また注記への記載も省かせていただいたものがおおい。ご容赦いただきたい。なお起稿のきっかけになったのは注25の橋本論文、そのほか川喜田敦子『ドイツの歴史教育』（白水社 2005年）、157-165頁、高橋秀寿・西成彦編『東欧の20世紀』（人文書院 2006年）の記述であることをお断りしておく。またちょうど脱稿した時点で、つぎの必読の文献を入手できたが、利用がかなわず、書名だけをあげさせていただく。Wolfgang Stephan Kissel/Ulrike Liebert (Hg.), *Perspektiven einer europäischen Erinnerungsgemeinschaft. Nationale Narrative und transnationale Dynamiken seit 1989* (Berlin 2010).